

習志野市教育委員会会議録
(令和4年第6回定例会)

- 1 期 日 令和4年6月22日(水)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時59分
- 2 出席委員 教 育 長 小 熊 隆
委 員 古 本 敬 明
委 員 赤 澤 智 津 子
委 員 高 橋 浩 之
委 員 馬 場 祐 美
- 3 出席職員 学校教育部長 菅 原 優
生涯学習部長 片 岡 利 江
学校教育部参事 小 平 修
学校教育部次長 蓮 一 臣
生涯学習部次長 上 原 香
学校教育部副参事 相 澤 慶 一
学校教育部・生涯学習部副技監 塩 川 潔
教育総務課長 中 野 充
学校教育部課長 合 田 聖
指導課長 本 間 美 奈 子
総合教育センター所長 安 村 和 晃
社会教育課長 越 川 智 子
中央図書館長 岡 野 重 吾
学校教育部主幹 小 出 広 恵
学校教育部主幹 高 瀬 哲
学校教育部主幹 齊 藤 洋 介
学校教育部主幹 佐久間 心 之
生涯学習部主幹 勇 依 子
学校教育部主任管理主事 河 村 幸 枝

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和4年度学校基本調査の結果について
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校運営について
- (3) 鹿野山少年自然の家今後の在り方に係る第三者委員会検討報告書について
- (4) 市立小・中学校通学路の安全対策について
- (5) いじめメール相談の現状について
- (6) 習志野市電子図書館の利用状況等について

第3 議決事項

議案第22号 令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

第4 協議事項

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和4年習志野市教育委員会第6回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出はないが、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、議案第22号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和4年第5回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和4年度学校基本調査の結果について

(教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校運営について

(学校教育課)

合田学校教育課長

報告事項(2)「新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校運営について」、説明する。
学校生活における児童生徒のマスク着用の考え方と実際の学校の様子について、報告する。

5月19日に開催された厚生労働省の専門家会議において、マスク着用の考え方が示されてから、国、県より、マスク着脱についての文書が繰り返し発出されている。学校にはその都度通知し、国や県から示されているパンフレットなどを使用して、児童生徒や教職員、保護者に対して指導、説明するようお願いしているところである。習志野市においても、「習志野版あたらしいルール」の「マスクの着脱」についてのリーフレットが令和4年5月26日付けで作成され、なるべくはずす場面、はずしても良い場面、着用が求められる場面について、市民にわかりやすく示されている。教育委員会としては、県からの通知及び市の方針に基づき、5月27日の臨時校長会議において、マスクの着用について、「1 屋内において、他者と2メートル以上を目安とする身体的距離がとれて、会話をほとんど行わない場合には、マスクの着用は必要ない」、「2 屋外において他者と身体的距離がとれる場合や、身体的距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ない」、「3 体育の授業ではマスクの着用は必要ない。運動部活動でのマスク着用については、体育の授業における取り扱いに準じる」、「4 気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を優先し、マスクを外すこと」と通知した。なお、登下校時についても、熱中症のリスクが高いことが想定されるとして、マスクを外すことが推奨されている。また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、多様な学習機会や交流機会の喪失や、マスクの常時着用によるコミュニケーションの阻害など、新型コロナウイルス感染症が児童生徒に与える影響が看過できない状況にあり、学校教育における児童生徒の貴重な活動機会を確保する観点から、段階的に本来の活動を取り戻していくため、制限緩和を図ることとした。

各教科活動の充実として、主体的・対話的で深い学びのためのグループ学習や、班での話し合い、ペアワーク等の活動並びに調理実習や音楽での合唱・合奏など、必要な活動は感染症対策を講じた上で、積極的に取り組むよう各学校に通知した。

また、給食については、学校の状況や発達段階に応じて、座席配置を工夫した上で、対面での給食実施を可能とした。ただし、喫食時は黙食とし、会話は食事後にマスクを着用して行うこととした。会話をしながらの食事はまだできていないが、互いの表情を見ながら食事することは、学齢期には貴重な経験であると考えている。

運動会・体育祭については、できる限り通常の運動会・体育祭に戻していけるように、これまで以上に多様な種目を実施することとした。競技中にマスクの着用は必要ないが、応援席では、声を出して応援することや、入場前の競技を待っている時には密集してしまうことから、場面に応じて着用することとし、メリハリのある感染症対策を講じるよう依頼している。ただし、暑さ指数が高い場合には、熱中症対策を優先し、マスクを外す時間を設ける等の工夫をするよう依頼している。

スライド資料5ページ目上段は、小学校の運動会の様子である。マスクを外して演技をしている。この画面ではわかりづらいが、応援席ではほとんどの児童がマスクを着用している様子が見受けられる。スライド資料5ページ目下段は、中学校の体育祭の様子である。開会式においてはマスクを着用している。競技中には、マスクを着用している生徒と外している生徒、両方が見受けられた。中学校ではマスクを外すように促しても、生徒が自分の判断でマスクを着用しているケースが多いようである。長らくマスクを着用する生活を送っているため、人前でマスクを外すことへの抵抗感がある生徒がいると思われることから、少しずつマスクを外す訓練をしていくことが必要と考えている。

スライド資料6ページ目上段は、5月30日に行われた熊谷知事の谷津小学校視察の様子である。マスクを着用し、班活動やペアワークを行っている。スライド資料6ページ目下段、7ページ目上段は音楽のリコーダー演奏の様子である。演奏する時はマスクを外し、演奏しない時にはマスクを着用している。スライド資料7ページ目下段は給食の場面である。机の距離を取り、向かい合わせて食べている。食べている時には黙食である。なお、知事の谷津小学校視察については、新聞記事を資料として添付しているので、後程御覧いただきたい。

マスク着脱については、様々な考え方がある。マスクを外しても良い場面において、外したい子

が適切に外せるよう、また本人の意に反して、マスクの着脱を無理強いすることにならないよう、これからもマスク着用の必要な場面と不必要な場面について、児童生徒や教職員、保護者に丁寧に周知していく。また、教職員の正しいマスクの付け方も併せて指導していく、と概要を説明

小熊教育長

対面での給食について、全市的にどのような状況となっているのか、補足して説明していただきたい、と発言

合田学校教育課長

対面での給食の実施についてだが、全市的に行っている状況ではなく、ある小学校が試験的に行っていた中で、今回谷津小学校が対面の給食を実施したところである、と回答

本間指導課長

谷津小学校の知事視察を受け、各校では学年を決めたり、学校の感染状況に見合った形で、対面での給食が少しずつ広がりを見せているところである。また、秋津小学校の6年生が実際に対面での給食を行うということで、その後取材の申し込みがあった、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 鹿野山少年自然の家今後の在り方に係る第三者委員会検討報告書について (学校教育課)

合田学校教育課長

報告事項(3)「鹿野山少年自然の家今後の在り方に係る第三者委員会検討報告書について」、説明する。

鹿野山少年自然の家において、令和元年9月に上陸した台風15号の影響で、2階宿泊室の浸水、食堂前廊下天井の破損、炊事場施設の損壊、倒木、土砂崩れなどの被害により、コースによってはハイキングの実施が困難になっていることや、令和2年3月からのコロナ禍のため宿泊ができないことにより、日帰りのセカンドスクールを検討し、実施している状況である。この状況で、施設を維持するために、今後、感染症対策、バリアフリー化を含めた様々な施設の機能向上、施設規模の拡充などを行う必要性が生じている。このことから、施設の運営維持方針である「第2次公共建築物再生計画」における鹿野山少年自然の家の長寿命化改修の在り方について見直しを図る必要が生じ、今後の習志野市における自然体験学習の在り方を検討するために、令和3年8月に、「鹿野山少年自然の家今後の在り方に係る第三者委員会」を設置した。その後、4回にわたり検討を重ねた結果について、令和4年5月、検討報告書が廣田直行委員長より教育長へ提出された。その内容について報告する。

第三者委員会では、次の4つの選択肢について検討が行われた。「1. 宿泊棟、外の環境を含めすべて維持をする」、「2. 宿泊棟を減築し、施設維持を図る」、「3. 宿泊棟は維持しないが、外の環境のみ維持をする」、「4. 施設の維持をしない」のそれぞれの費用やメリット、デメリットなどについて、様々な意見が交わされた。その詳細は資料3ページ目から9ページ目にまとめられている。そして、検討の結果、第三者委員会から方向性が示された。

資料10ページ目を御覧いただきたい。第三者委員会は、習志野市の教育において、鹿野山少年自然の家が担う役割及び諸活動における教育効果、習志野市の財政状況及び公共建築物再生計画の基本方針、子ども達の安心・安全な活動の確保を踏まえると、鹿野山少年自然の家の

今後の在り方の方向性については、本委員会では、4つの選択肢の中から1つに絞ることは難しいことから、「規模、内容、コスト等を十分に検討し、減築をして施設維持を図る」、もしくは、「施設維持を図らない」という選択肢が妥当であるとしている。教育委員会としては、鹿野山少年自然の家管理運営の責任者として、この第三者委員会の報告書を受け、鹿野山少年自然の家の在り方を議論し、方向性を決定していく、と概要を説明

馬場委員

以前も申し上げたとおり、鹿野山セカンドスクールの教育的価値はとても大きいと私自身は感じている。現在日帰りで行っているということだが、できれば宿泊を伴い、以前のセカンドスクールにしていいただきたい。ただ、様々なメリットやデメリットを挙げていただいて、納得する部分も多く、何より費用もかかるというところで結論を出すのは難しいと思うが、今まで小学生や幼稚園児を受け入れてきた歴史もあり、保護者や学校で待っている先生達も安心して鹿野山に送り出している気がしている。小学生や幼稚園児を受け入れる体制が十分整っており、施設の担当者の方たちも十分慣れているといったことが背景にあるから、セカンドスクールが2泊3日だと言われた時に、すんなりと受け入れられる部分があったと思う。例えば、君津亀山青少年自然の家や鴨川青少年自然の家といった他の施設を使うという案があったと思うが、そういったところが変わるという時に、保護者や子ども達に対して十分な説明が必要だと思う。また、鹿野山少年自然の家を残さないという選択肢Ⅳを取った場合、宿泊自然体験学習は他の施設を利用することになると思うが、宿泊自然体験学習がなくなるという選択はしないということではよろしいか、と質問

合田学校教育課長

宿泊自然体験学習については、学校としても行っていくことになる。そういった意味では、他の施設での実施という形になるかと思う、と回答

馬場委員

こういった教育活動は、本当に重要だと思う。先ほどから申し上げているとおり、鹿野山ならではのといったところもあると思う。他の施設を利用する場合に、鹿野山セカンドスクールと同様にできるのかなど、様々な心配は尽きないが、私自身としては鹿野山少年自然の家をできれば残していいただきたい。ただ、難しいということもよく理解しているので、そういった意見があるということで御検討いただきたい、と要望

古本委員

最終的に決めるのはこの会議なのか。費用との兼ね合いもあるが、施設を維持する形でお願いしたい。希望としては、子どもに対する教育の場はできれば残してもらいたい、と要望

合田学校教育課長

今回、第三者委員会の方向性を報告させていただいた。今後については、昨年度1年間かけて行ってきたこの第三者委員会の中で検討された内容、併せて今までの鹿野山少年自然の家の歴史と伝統、そういったことも大切にしていきながら、検討していかなければならないと考えている。今後のことも含めて想定をした上で、教育委員会の責任として、来年度が設計の予定になっているので、そこに間に合うような形で、きちんと決定をしていきたいと考えているところである、と回答

馬場委員

もう1点お伺いしたいが、資料9ページ目の「②選択肢Ⅳにおける活動例について」で、他施設を利用するという案が記載されており、5年生は富士吉田青年の家を利用するとあるが、4年生が

富士吉田青年の家を使わないのは、どういった理由なのか、と質問

合田学校教育課長

資料に記載したものはあくまでも一例であり、富士吉田青年の家も宿泊自然体験学習で使用することも考えられるということで、暫定的に5年生の欄に記載している。そのため、今後4年生で宿泊自然体験学習が可能なのかということも含めて、検討していくところである、と回答

小熊教育長

教育委員会としては、基本的には宿泊自然体験学習の重要性を踏まえた上で様々な可能性を検討していかなければならないと捉えている。今後、宿泊自然体験学習の方向性をどのように考えていくのか、鹿野山少年自然の家のことも含めて、補足して説明していただきたい、と発言

蓮学校教育部次長

宿泊自然体験学習の大切さについては様々な形で把握しているので、本年度、教育委員会に検討委員会を設置し、来年度、宿泊自然体験学習ができるような形で考えていきたいと思っている、と回答

古本委員

例えば、長野県のある地域の子も達は、必ず1回は長野県にある燕岳という山を登る。また、富山県の子も達は立山を登る。同じように、習志野市の子も達は、今まで鹿野山を登ってきたので、その歴史も考えて、できれば残していただきたい、と要望

蓮学校教育部次長

参考にさせていただき、検討していく、と回答

小熊教育長

この問題については、引き続き報告する形で進めていく、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 市立小・中学校通学路の安全対策について

(学校教育課)

合田学校教育課長

報告事項(4)「市立小・中学校通学路の安全対策について」、説明する。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。「1 通学路安全対策協議会について」、説明する。通学路安全対策協議会は平成25年度に設置され、平成26年度に各学校から提出されていた通学路改善要望を廃止し、この協議会と一本化した。この通学路安全対策協議会は、通学路における危険箇所の共通理解及び通学路の安全を確保するため、学校、教育委員会、関係機関等の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討を行い、地域全体で安全対策を講ずることを目的としている。協議会の参加者は、習志野警察署から交通課と生活安全課、市役所から街路整備課と防犯安全課、習志野市PTA連絡協議会、青少年センター、市立各小・中学校、教育委員会となっている。令和4年度においても、5月25日に第1回協議会を開催し、喫緊の課題となっている通学路の安全についての協議及び通学路合同点検の確認を行った。スライド資料3ページ目上段のように、道路表示や標識の管轄についての説明を行い、警察への依頼が必要なもの

と市で対応可能なものについて共通理解を図っている。さらに、スライド資料5ページ目のように、交通安全に関係する死角など、交通安全のポイントを確認している。このように、具体的事例を挙げて説明をすることで、通学路合同点検に向けて、各学校の通学路の点検希望箇所を抽出するためのポイントについての共通理解を図っている。

スライド資料6ページ目上段を御覧いただきたい。「2 合同点検について」、説明する。合同点検では、毎年各小・中学校から提出される危険箇所を実際に点検し、その対策を検討、実施している。参加者は協議会委員に加え、各学校の保護者にも参加していただいている。スライド資料6ページ目下段は、令和3年度の合同点検における点検箇所の数である。交通安全面、防犯面、それぞれの危険箇所に対して対策を行った。スライド資料7ページ目からは各部署の主な対策内容である。習志野警察署の対策としては、道路標識や道路標示などの補修、取締りやパトロールの強化を行った。市役所各課の対策としては、街路整備課による白線や外側線等の補修、路面標示やストップマークの設置、電柱幕の設置などが挙げられる。防犯安全課では、主に防犯面での危険箇所において、照度や、防犯灯が正常に稼働しているかの確認などを行っている。スライド資料8ページ目からは、昨年度、街路整備課で対策したものの一例である。スライド資料8ページ目上段の写真は、大久保小学区の交差点の手前に注意喚起の路面標示を設置したものである。スライド資料8ページ目下段の写真は、津田沼小学区の横断歩道手前にストップマークを設置し、歩行者に注意喚起を促すものである。スライド資料9ページ目上段の写真は、路面標示や外側線などの表示が難しい場所などに、スピードの出し過ぎを抑制、注意喚起を促すための電柱幕を設置した例である。このように、危険箇所とその内容に応じた対策を実施している。青少年センターでは、主に防犯面への対策として、巡回パトロールの実施及びその強化を行っている。教育委員会、学校の対策としては、児童生徒に対する安全教育の実施、登下校時の見守り活動、安全マップの作成などを行ってきた。

次に、スライド資料10ページ目上段を御覧いただきたい。「3 小学校通学路の緊急一斉点検について」、説明する。令和3年7月から、千葉県全市町村において小学校通学路の緊急一斉点検が実施された。この緊急一斉点検で対策が必要とされたのは、習志野市内においては74箇所だった。この74箇所の詳細と対応については、別紙資料2ページ目から4ページ目に記載されているので後程御覧いただきたい。そして、この74箇所についての対策の進捗状況として、5月25日に千葉県から発表され、翌日、習志野市は74箇所中、対策完了が28箇所という、県内市町村で2番目に低い割合であるという新聞報道になってしまった。これは、昨年度中にはすでに対策に着手していたものの、各関係部署との連絡調整に一部時間を要したことなどにより、3月末時点では未完了という報告になり、このような数値となってしまったものである。しかし、先ほど申し上げたとおり、昨年度中には、対策必要箇所への対策にはすでに着手していたため、4月末時点では、74箇所中73箇所対策を完了している。残りの1箇所については、千葉県土木事務所の管轄であり、現時点で対策を完了できていないが、応急的な対策はすでに行っている。

最後に、スライド資料11ページ目上段を御覧いただきたい。「4 今後の安全対策について」、説明する。習志野市教育委員会としても、この通学路の安全対策については、非常に重要な課題であると捉えており、徹底した対策を講じていきたいと考えている。昨年度の緊急点検で終わりではなく、通学路の点検と安全対策を継続的に行っていく。その際、各関係部署との連携をより一層強化し、子ども達の安全を守るために、迅速に対応していく。また、対策が完了したところは大丈夫ということではなく、今後も日常的に安全点検を行っていく。今年度においても、6月20日から、各学校の通学路の合同点検を順次実施している。次に、学校における安全教育の充実についてである。スライド資料11ページ目下段は、千葉県警察が作成している交通安全に関するSNSや動画を紹介しているリーフレットである。各学校で導入しているタブレット端末を活用して、短時間でも指導可能な動画の紹介をしている。スライド資料12ページ目上段は千葉県教育委員会が作成した小学生用の交通安全指導用のリーフレットである。このように、様々な資料や動画を活用し、

児童生徒への安全指導を実施していく。そして、現在も各学校の保護者や地域の方々に児童生徒の登下校の見守り活動などに協力していただいているが、今後さらに保護者、地域の方々との連携を強化し、子ども達の安全を守っていきたいと考えている、と概要を説明

赤澤委員

2点伺う。スライド資料6ページ目下段に関して、小・中学校から提出された危険箇所としてピックアップして点検した数字が記載されているが、点検してこの数字はどうなったのかという結果が記載されていないが、それはどのようになっているのか。

もう1点は、スライド資料10ページ目上段だが、これは千葉県の緊急一斉点検で、習志野市では対策必要箇所が74箇所あったということだったが、スライド資料6ページ目下段の合同点検の危険箇所と、スライド資料10ページ目上段で挙げられた緊急一斉点検の74箇所の関係はどうなっているのか、と質問

合田学校教育課長

スライド資料6ページ目の合同点検に関しては、毎年6月に実施している。令和3年度においても、例年通り、各学校から要望を2、3箇所挙げていただき、各関係部署と連携して点検し、対策を行っている。対策を行ったものについては、ホームページ上で公開をしている、と回答

赤澤委員

スライド資料6ページ目下段の表で数字が記載されている。緊急一斉点検では、74箇所中、令和4年4月末で73箇所が対策できたという話だったが、合同点検に関しては、気になる箇所なのか、危険な箇所なのか。対策したのだとすると、交通安全面、防犯面で取り上げられたものに対して、対策済みなのか、対策済みでないのかという数字の話が聞きたい、と質問

合田学校教育課長

この合同点検は毎年6月に実施している。その後の緊急一斉点検においては、昨年度の八街市の事故を受けての県からの依頼で、緊急に点検したものである。そうした意味では合同点検と緊急一斉点検で出ている数値に関しては、それぞれ挙げてもらっているものの中で被っている箇所はない。緊急一斉点検において挙げた74箇所については、県の通知より、通学路の危険箇所の抽出にあたっての観点が3点挙げられている。1点目に、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や、大型車の進入が多い箇所、2点目に、過去に事故に至らなくてもヒヤリハットの事例があった箇所、3点目に、保護者や見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所という形で3つの観点を挙げた上で、今一度緊急一斉点検をしてほしいという旨の通知に基づいて行ったものである。この合同点検とはまた別に近い期間で行った点検であるため、被っている箇所はない。なお、合同点検における52箇所についてだが、全てに関して対策を行っている。ただし、場所によっては、対策が困難なところもあり、例えば、警察が関わる場所においては、一方通行にするためには、地元住民の了承を得る必要があること、また、住宅街となっており車の利用者も多いため対応が困難である旨をホームページ上に掲載している、と回答

赤澤委員

その後52箇所全て対策しているということは、来年度は挙がってこないということになるのか、と質問

合田学校教育課長

この52箇所に関しては対応しているところではあるが、毎年この合同点検を行っており、各学校から2、3箇所挙げていただいている。当然、前年度に対応が終わっているところに関しては、挙がってこないものと思っている。ただ、対応ができない場所があるということで、また挙げてくる学校が出てくる可能性はあるかとは思いますが、それ以外の場所で挙げてくるように依頼している、と回答

赤澤委員

結局、機能すれば良いと思うので、点検を実施し、対応して、問題が解消されているという流れであれば良いと思う、と発言

古本委員

質問だが、ハード面に関しては、日々更新されて良くなっていると思うが、ソフト面に関しては、例えば、朝の登下校時の歩道上に路上駐車があるといったことは、いつも点検する時にあるわけではないから気が付かない。そういった時に、ソフト面での運用において、登下校時に路上駐車をしないようにしてもらおうといったことも大切なことだと思う。その辺りはどうなっているのか、と質問

合田学校教育課長

確かにソフト面というところで、環境ではない部分で変わり得ることが考えられるが、学校から挙がってくる合同点検の場所で、非常に細い道だが、車がスピードを上げて走ったり、路上駐車がいつも多いといったところを挙げてもらうこともある。ただ、今ほどいただいた意見等を参考にして、合同点検の中での観点として、そういった路上駐車等も注視した上で、報告をいただきたいと思う、と回答

古本委員

住民の人たちも含め、取り締まるのは教育委員会の仕事ではない。実際に取り締まるのは警察の方だと思う。特に登下校の時間はハード面だけではなく、ソフト面においても、いつもスピードを出したり、路上駐車があるなど、取締りの面も含めて警察と協力し、より登下校時の子ども達の安全の質を高めていただきたい、と要望

合田学校教育課長

年に4回交通安全運動があるが、その期間中においては、教育委員会に勤務している指導主事、管理主事等において、通学路でパトロールを実施している。また、併せて古本委員御指摘の点について、今後反映させていきたい、と回答

小熊教育長

今ほど委員からハード面だけでなくソフト面という御指摘があったが、本市の場合、先ほどの説明のとおり、青少年センターが日々パトロールをしているため、児童生徒の登下校の状況等の課題を補足して説明していただきたい、と発言

合田学校教育課長

青少年センターにおいては、毎日パトロールを行っている。また、登下校の時間に合わせたパトロールについても、定期的に行っている。定期的に行うパトロールの中で、ソフト面においては、子どもの登下校の様子や路上駐車の現状といったところを見ていることと、ハード面においては、道路標示が薄くなっているところや危険な箇所はないかという確認も含めてパトロールしているところである、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

報告事項(5) いじめメール相談の現状について

(総合教育センター)

安村総合教育センター所長

報告事項(5)「いじめメール相談の現状について」、説明する。

いじめメール相談には、「①メールアドレスからのいじめメール相談」、「②タブレット端末からの記名式いじめメール相談」、今年度から導入した「③匿名メール相談WEBアプリ」がある。匿名で相談できるということで、誰にも相談できない、心配をかけたくないという子ども達が相談しやすいようにした。

いじめメール相談の4、5月の延べ受理件数を報告する。いじめに関する相談は、小学生で30件あった。その他に、友達関係の悩み、性に関することなどが、小学生が94件、中学生が11件、その他・校種不明で2件の107件で、いじめとその他を合計すると137件あった。このうち、匿名メール相談WEBアプリからの相談として、いじめが28件、その他が105件で合計133件となっている。また、実件数としては、合計75件のうち、いじめは15件であった。これは、昨年1年間では、延べ件数52件、実件数は20件だったので、匿名メール相談WEBアプリを導入したことで、大幅な増加となり、児童生徒にとって相談しやすい状況になったということが伺える。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。いじめメール相談を受信した後の流れについて説明する。総合教育センターでメールを受信したら、緊急性の判断をし、指導課と情報共有をする。緊急性が高いものは、すぐに関係機関と連携をし、児童生徒の安全確保を最優先で動く。同時に、総合教育センターではメールのやりとりを通して気持ちに寄り添いつつ、いつ頃から、誰に、どのようなことで困っているのかなど、情報収集を行う。緊急性が低いと判断されたものの、メールのやりとりを通して、必要とあれば、匿名性を維持したまま学校への情報提供もしていく。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。緊急性の分類の方法である。「緊急性 高」は、命の危険、犯罪の抵触、性的虐待の事実が記載されているもの、「緊急性 高」以外は「緊急性 低」として扱う。

スライド資料3ページ目下段は、「5. 対応事例について」である。「緊急性 高」と判断したものは、自殺念慮に関する相談である。これは連休明けに受信したメールであり、連休明けは不安定な児童生徒が多く、「緊急性 高」と判断した。総合教育センターは、相談者が何に悩んでいるのか、他に相談しているかなどの情報を収集し、同時に24時間繋がる連絡先の情報を提供した。指導課は校長へ連絡し、保護者への一斉メールを流し、注意喚起を行った。「緊急性 高」のこれらのケースは、現在も引き続き見守りをしている。

スライド資料4ページ目上段の「(2) その他の事例」について、いじめの相談では、首を絞められる、クラス内にいじめをされている子がいる等の相談があった。その他の相談では、性別について違和感を覚えている、学校生活や悩み等、多岐にわたっての相談が寄せられた。総合教育センターは、メールのやりとりをし、気持ちに共感しながら、情報収集し返信している。指導課とともに、常に相談内容を共有し、必要に応じて校長へ連絡している。メールでのやりとりを通して、いじめの行為がなくなった、悩みを聞いてもらえてよかったという返信が来ているものもあるが、返信が来ないものも133件中43件あり、引き続き見守りをしている。

最後に、「6. 実績と今後に向けて」である。匿名メール相談WEBアプリの導入にあたり、脱いじめ傍観者教育を実施した。これは、脱傍観者の視点に立ち、いじめの予防や解決の手立てを考えることを目的としている。いじめ場面の事例を提示し、児童生徒自身が、他の児童生徒がいじめられている場面に遭遇した場合にどのような選択をするのかを考えさせ、意見交換を行い、いじめ

を止めようという意識の醸成を目指すプログラムになっている。実際に5月末までに、自分がいじめられているわけではなく、クラスの友達がいじめられているのではないかという相談が3件寄せられ、学校及び指導課と連携し、対応にあたっているところである。また、今後に向けて、学期に1回実施するいじめアンケートで、いじめを相談できなかった件数の推移と匿名メール相談WEBアプリとの関連を検証していく。匿名メール相談WEBアプリを活用したいじめメール相談で、児童生徒の心の支えになれるよう、これからも課題を解決しながら取り組んでいく、と概要を説明

高橋委員

2点伺う。1点目は、資料3ページ目下段に記載されている「緊急性高の事例」で、特に自殺念慮に関する相談は非常に深刻なものだと思うが、このようなケースについて、相談者を特定するような対策ができているのか。

もう1点はアプリ等が成果を上げて、多くの相談が寄せられているということは素晴らしいと思うが、対応するスタッフや専門性という面で、問題は起きていないのか、と質問

安村総合教育センター所長

1点目についてだが、本アプリは匿名で相談してもらっているため、基本的には個人を特定せず対応している。その上で、御質問のあった、緊急性が高いと判断された事案の対応だが、学校と学年までは分かっているため、匿名性を厳守して学校と連携を取り、教育相談活動等の中で、注意深く見守りを継続しているところである。また、児童生徒の安全確保を最優先とする中では、特定は私どもではできないので、警察等の関係機関と連携し、対応していきたい。

2点目の体制としては、現在総合教育センターで教育相談員や臨床心理士、公認心理師の方とチームを組んでメールの返信を行っている。これから相談件数がどんどん増えていくのであれば、対応を考えなければならないが、現在この体制で対応している、と回答

馬場委員

緊急性の判断は非常に難しいところだと思うが、自殺念慮や自傷行為に関することは具体的な書き込みがなくても、突発的に行動を起こしてしまうといったことは十分考えられるため、対応していただきたい。「高」と「低」に分類することによって、緊急性が低いと扱われた子ども達に関してのフォローが薄いのではないかと感じてしまう。その「高」と「低」として分類してよいのかというのが正直な気持ちである。「高」と「低」で分類することによって、区別をしていることはないと思うが、正直そういった受け止め方をしてしまう、と発言

安村総合教育センター所長

相談のやり取りに関しては、緊急性の高い、低いに関係なく、子ども達に寄り添った形の返信を行っている。緊急性が高いものの対応については、学校や関係機関と連携をとっている。緊急性が低いものとしてやり取りを行っていても、場合によっては「緊急性 高」で対応をしている、と回答

高橋委員

先ほどの件については、仕組みとして匿名なのでその範囲で対応するなり、或いは安全確保を最優先する中で必要に応じて警察などと連携して把握していくということがありうるというのは当然の話で、とてもよく理解できた。

実際にこのアプリの使い方や脱いじめ傍観者教育を行っている場面を見学したが、一つ思ったのは、やはり内容が難しく、子どもが言われるままにやっており、理解できていないのではないかとことである。ただ、相談件数を見ると実際使われているみたいなので、一度インストールしてしまえば使えるようになるから、それで良いかとも思った。しかし、やはり心配なのは、本当に必要

な時に子どもがすぐに使えるかというところである。その授業では、子どもにテストメールを送らせていたが、そういったことを定期的に行うなど、子どもが使おうと思えば、いつでもそのアプリを使えるという体制を維持していただきたい。

もう1点だが、そのアプリを使う時の同意書についてである。小学生に対して、一気にスクロールして同意すれば良いという説明はどうかと思った。子どもに同意を求める必要は実際なく、むしろ保護者にこういったアプリを使っていて、例えば、本当に悩みがあってもあくまで匿名だから個人の特定は基本的にできませんということを説明したり、場合によっては同意書を保護者からもらったということをした方が良いのではないかと発言

安村総合教育センター所長

時間の関係もあり、そうしてしまったことは反省している。概要版を作り、子どもに新たに説明する準備をしている。また、保護者についても連絡をし、同意書についてはホームページにアップして見ていただける状況を作っていく、と回答

高橋委員

もちろん子どもから同意を得られれば素晴らしいが、同意を取る必要はないのではないかと思う。習志野市だけの問題ではないが、同意書について、子どもが読んで理解して同意できるような文面にはなっているのか、と質問

安村総合教育センター所長

難しい文面なので、概要版を作成し、本来ならばしっかり確認してから同意してもらうものだと指導していきたいと思っている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

報告事項(6) 習志野市電子図書館の利用状況等について

(中央図書館)

勇生涯学習部主幹

報告事項(6)「習志野市電子図書館の利用状況等について」、説明する。

初めに、習志野市電子図書館の利用状況について報告する。図書館では、5月18日より、インターネットに接続したパソコンやスマートフォン、タブレットを使用し、電子書籍の貸出・返却を行う電子図書館を開始した。このサービスを利用できる方は、習志野市民及び在勤・在学者で、市立図書館の図書館カードを持っている方である。貸出点数は2点まで、貸出日数は14日である。14日経過すると自動的に返却されるが、読み終えた時に返却ボタンを押せばいつでも返却できる仕組みとなっている。貸出中の電子書籍への予約も2点まですることができる。電子書籍の点数については、6月18日現在で、一般書が9千488点、児童書が310点の合計9千798点を保有している。利用実績について、5月18日から6月17日までの31日間のログイン回数、貸出人数、貸出点数について報告する。まず、ログイン回数については、8千713回あった。これは習志野市電子図書館のページで利用者が自分のカード番号とパスワードを入力しログインをした回数となる。時間帯を見ると、日中はもとより、夜8時以降の利用も多く、深夜から早朝にかけても利用されている。電子書籍の貸出人数は2千89人であった。また、電子書籍の貸出点数については、3千321点となっている。貸出人数、貸出点数ともに30代から60代の利用が多くを占めるが、70代、80代の方も利用がある。なお、0歳から5歳にも利用があることについては、保護者の方が子どもの図書館カードで利用していると思われる。図書館では、市民課へ出生届を提出された方

へ、特別にデザインされた「誕生記念図書館カード」の作成を案内している。これは乳幼児期より家族で図書館を利用し、家庭で絵本の読み聞かせをしていただけるよう実施しているものである。

次に、「市立図書館の予約資料の市役所での受渡しについて」、報告する。これは市立図書館の新しいサービスとして、利用者が図書館ホームページや電話等で予約した市立図書館の資料を、市役所2階の社会教育課窓口で受け取れるようにするものである。このサービスは、7月5日より受け付けを開始する。利用者が資料を受け取れるのは、平日の月曜日から金曜日、午前9時から午後5時までである。予約本の取り置き期間は、資料が用意できたことを連絡してから1週間、貸出期間は2週間となっており、いずれも、市内の各図書館で本を借りる場合と同様となっている。利用方法について説明する。利用者は図書館ホームページ、館内蔵書検索機、図書館カウンター、リクエストカード等で受取場所を「市役所」に指定する。予約した本が用意できたら、中央図書館より利用者に電話やメールで連絡をする。利用者は、社会教育課窓口で図書館カードを提示し、本を受け取る。図書館よりも市役所の方が近いという市民の方には、これを機会に気軽に図書館の資料を予約し、御利用いただけることを期待している、と概要を説明

高橋委員

2点伺う。1点目は、資料2ページ目の貸出人数で2千89人とあるが、この人数は延べ人数なのか、実人数なのか。

2点目は、まだ始まったばかりでわからないと思うが、今までの図書館の利用を考えた場合、電子図書で使う人の割合として、結構多くの人が電子図書館に移行していると考えていいのか。それともまだまだ少ないのか、と質問

勇生涯学習部主幹

貸出人数については、延べ人数となっている。

紙の書籍と比較した貸出率だが、電子書籍は6月18日現在で、9千798点中、509点が貸出中となっている。貸出率は5.2%である。紙の書籍は、市内に39万1千629冊所蔵しているが、3万9千654冊が貸出中であった。貸出率は10.1%となっている。まだ紙の書籍の方が利用が多い状況である、と回答

高橋委員

貸出人数の実人数はどうなっているのか、と質問

岡野中央図書館長

951人となっている、と回答

高橋委員

今後、その実人数が増えていって、図書館の利用者の中でどのぐらいの割合になっていくかということやはり注目する必要があると思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(6)は終了した。

<議案第22号については非公開>

議案第22号 令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

(教育総務課)

中野教育総務課長

議案第22号「令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」、概要を説明

採決の結果、議案第22号は原案どおり可決された。

小熊教育長が

令和4年習志野市教育委員会第6回定例会の閉会を宣言